



福岡医発第 1346 号(地)
令和元年 8 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における
専門人材確保等及び速やかな虐待通告の周知について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて今般、標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

児童虐待対策を進めていくためには、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められていることから、児童相談所における専門人材の確保等についての協力依頼について、平成 30 年 8 月 25 日付福岡医発第 1532 号(地)にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が本年 6 月 19 日に可決・成立し、全ての児童相談所に医師の配置を義務化することが明記され、専門性を持つ医療関係者と児童相談所との連携体制の強化を図ることが盛り込まれたことから、厚生労働省子ども家庭局長より日本医師会を通じて本会宛てに別添の周知協力依頼がありました。

本通知では医師会や医師に対して、児童相談所の専門人材の確保(医師の配置)への協力、要保護児童対策地域協議会へ参画することの重要性や意義の周知、自治体等が行う児童虐待に関する研修への積極的な受講、健診や診療等を通じて児童虐待の兆しや疑いを発見した場合の児童相談所又は市町村への通告などを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

令和元年8月6日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

平 川 俊 夫

児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における専門人材確保等及び
速やかな虐待通告の周知について（協力依頼）

児童虐待対策を進めていくためには、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められていることから、児童相談所における専門人材の確保等についての協力依頼について、平成30年7月27日付（健Ⅱ92）にて貴会宛てご連絡申し上げております。

今般、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が本年6月19日に可決・成立し、全ての児童相談所に医師の配置を義務化することが明記され、専門性を持つ医療関係者と児童相談所との連携体制の強化を図ることが盛り込まれたことから、厚生労働省子ども家庭局長より本会宛に別添の周知協力依頼がありました。

本通知では医師会や医師に対して、児童相談所の専門人材の確保（医師の配置）への協力、要保護児童対策地域協議会へ参画することの重要性や意義の周知、自治体等が行う児童虐待に関する研修への積極的な受講、健診や診療等を通じて児童虐待の兆しや疑いを発見した場合の児童相談所又は市町村への通告などを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件について御了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

子 発 0726 第 2 号
令和元年 7 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における専門人材確保等
及び速やかな虐待通告の周知について（協力依頼）

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続け、平成 29 年度には 13 万件を超えており、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しています。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。

このような現状のもと、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が 6 月 19 日に国会で可決・成立し、6 月 26 日に公布されました。

本法律においては、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる児童相談所の所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ 1 人以上含まれなければならないとされたところです。（令和 4 年 4 月 1 日施行）（児童福祉法第 12 条の 3 第 8 項）

さらに、平成 31 年 3 月 19 日の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」においては、以下のことが定められています。

- ・ 関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、

精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る

- ・ 法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与し、児童福祉司と共に対応する
- ・ 医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する

専門人材の確保につきましては、昨年7月に「児童相談所における専門人材の確保等について（協力依頼）」（平成30年7月20日子発0720第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）で依頼しておりますが、改めて、児童相談所の児童虐待対応の強化のため、貴会会員への周知など、児童相談所の専門人材の確保への特段の御協力、御支援を賜りますようお願いいたします。

また、要保護児童対策地域協議会は、地域の様々な関係機関が子どもとその家庭に関する情報を共有し、適切な連携の下で支援していく役割を担っております。このため、診療や健診などで虐待を発見しやすい立場にある医師に要保護児童対策地域協議会の重要性や医師が参画する意義について、御理解をいただけるよう地区医師会へ周知をお願いいたします。

さらに、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化することとしております。

貴会におかれましては、自治体が行う研修の重要性に鑑み、積極的に受講することの必要性について御理解いただくとともに、健診や診療等を通じて児童虐待の兆しや疑いを発見した場合には、迷わず児童相談所又は市町村に通告していただきますよう、貴会会員への周知方よろしくをお願いいたします。